

九州大学安全・衛生委員会規程

平成16年度九大規程第60号
制定：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 4年 8月25日
(令和4年度九大規程第23号)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人九州大学職員安全衛生管理規程（平成16年度九大就規第23号。以下「安全衛生管理規程」という。）第9条の規定に基づき、九州大学に設置する安全・衛生委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 委員会を設置する事業場は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 馬出地区
- (2) 筑紫地区
- (3) 大橋地区
- (4) 病院福岡地区
- (5) 病院別府地区
- (6) 伊都地区ウエスト
- (7) 伊都地区センター・イースト

(任務)

第3条 委員会の任務は、安全衛生管理規程第9条第2項に定めるとおりとする。

(組織)

第4条 各委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 当該事業場の総括安全衛生管理者
- (2) 当該事業場の衛生管理者 1人
- (3) 当該事業場の産業医
- (4) 当該事業場の者で衛生に関し経験を有するもののうちから総長が指名する者

2 馬出地区、伊都地区ウエスト及び伊都地区センター・イーストの事業場に設置する委員会には、前項に掲げる委員のほか、第8条に規定する安全・衛生部会の部会長をそれぞれ委員として加えるものとする。

3 第1項第1号委員以外の委員のうちの半数は、職員の過半数を代表する者の推薦に基づいて指名しなければならない。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(委員の任期)

第6条 第4条第1項第2号及び第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員会の運営)

第7条 委員会は、毎月1回定期的に開催するほか、委員長が必要と認めたときに開催する。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。

(安全・衛生部会の設置)

第8条 次に規定する事業場の委員会に、安全・衛生部会を置く。

- (1) 馬出地区
- (2) 伊都地区ウエスト
- (3) 伊都地区センター・イースト

- 2 安全・衛生部会は、別表に定める部局等の範囲ごとに置き、職場の安全・衛生に関する次の

事項を具体的に調査審議し、安全・衛生委員会に対して必要な意見を述べるものとする。

- (1) 職員の危険又は健康障害の防止対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策に関すること。
- (4) 安全衛生に関する規程の作成に関すること。
- (5) 安全教育及び衛生教育の実施に関すること。
- (6) 危険性及び有害性の調査並びにその結果に対する対策に関すること。
- (7) 職場環境の測定の結果及びその結果に対する対策に関すること。
- (8) 職員の健康の保持増進を図るために必要な措置の実施に関すること。

3 その他安全・衛生部会に関し必要な事項は、部局において定めるものとする。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、総括安全衛生管理者が選出された部局等の事務部において処理し、安全・衛生部会に関する事務は、該当部局等の事務部において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年度九大規程第142号)

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成16年度九大規程第224号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年度九大規程第15号)

この規程は、平成17年7月15日から施行し、平成17年7月1日から適用する。

附 則 (平成17年度九大規程第32号)

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年度九大規程第97号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大規程第25号)

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大規程第41号)

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大規程第120号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年度九大規程第68号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大規程第29号)

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大規程第63号)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大規程第127号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大規程第10号)

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大規程第32号)

この規程は、平成21年8月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の九州大学安全・衛生委員会規程別表中のシンクロトン光利用研究センターに係る規定は、平成21年7月1日から適用する。

附 則 (平成21年度九大規程第53号)

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大規程第79号)
この規程は、平成21年1月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大規程第117号)
この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規程第19号)
この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規程第83号)
この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規程第178号)
この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大規程第19号)
この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大規程第22号)
この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大規程第27号)
この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大規程第57号)
この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大規程第99号)
この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規程第26号)
この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規程第62号)
この規程は、平成25年2月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規程第70号)
この規程は、平成25年3月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規程第101号)
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規程第28号)
この規程は、平成25年8月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規程第34号)
この規程は、平成25年9月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規程第38号)
この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規程第57号)
この規程は、平成25年11月19日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規程第59号)
この規程は、平成25年12月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規程第75号)
この規程は、平成26年1月27日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規程第84号)
この規程は、平成26年3月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規程第147号)
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大規程第8号)
この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大規程第13号)
この規程は、平成26年8月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大規程第72号)

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大規程第148号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年度九大規程第8号)

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則 (平成27年度九大規程第46号)

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

附 則 (平成27年度九大規程第131号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規程第16号)

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規程第72号)

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規程第75号)

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規程第86号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年度九大規程第4号)

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

附 則 (平成29年度九大規程第28号)

この規程は、平成29年10月1日から施行する。ただし、「地球資源工学グローバル人材養成のための学部・大学院ビルドアップ協働教育プログラム」教育拠点を削る改正規定は平成29年4月1日より適用し、「アジア都市・建築環境の発展的持続化を牽引する人材育成のための協働教育プログラム」教育拠点を加える改正規定は平成29年8月25日より適用する。

附 則 (平成29年度九大規程第128号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大規程第4号)

この規程は、平成30年5月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年度九大規程第12号)

この規程は、平成30年7月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年度九大規程第49号)

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大規程第69号)

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大規程第77号)

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大規程第97号)

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大規程第143号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年度九大規程第19号)

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

附 則 (令和元年度九大規程第91号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和元年度九大規程第119号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年度九大規程第69号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年度九大規程第170号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大規程第23号）

この規程は、令和4年8月25日から施行し、令和4年6月1日から適用する。ただし、別表中オープンイノベーションプラットフォームの事業場を変更することに伴い、当該部局が所属する安全・衛生部会を事務局等安全・衛生部会から工学研究院等安全・衛生部会に変更する改正規定は、同年4月1日から適用する。

別表（第8条関係）

安全・衛生委員会名	安全・衛生部会名	部 局 等 の 範 囲
馬出地区安全・衛生委員会	医学研究院等安全・衛生部会	医学研究院 システム生命科学府 医学系学府 統合新領域学府 医学部 アイソトープ統合安全管理センター アイソトープ総合センター病院地区実験室 医療系統合教育研究センター 環境発達医学研究センター
	歯学研究院等安全・衛生部会	歯学研究院 歯学府 歯学部
	薬学研究院等安全・衛生部会	薬学研究院 薬学府 薬学部
	生体防御医学研究所等安全・衛生部会	生体防御医学研究所 システム生命科学府 ヒトプロテオーム研究センター
	医系学部等安全・衛生部会	医系学部等事務部 附属図書館医学図書館 情報基盤研究開発センター 先端医療オープンイノベーションセンター キャンパスライフ・健康支援センター 学術研究・産学官連携本部
伊都地区ウエスト安全・衛生委員会	工学研究院等安全・衛生部会	工学研究院 システム情報科学研究院 システム生命科学府 工学府 システム情報科学府 統合新領域学府 工学部 高等研究院 先端物質化学研究所

	<p> アイソトープ統合安全管理センター アイソトープ総合センター伊都地区実験室 中央分析センター伊都分室 システムL S I 研究センター 超伝導システム科学研究センター 超顕微解析研究センター 西部地区自然災害資料センター 水素エネルギー国際研究センター 未来化学創造センター 鉄鋼リサーチセンター 低温センター 加速器・ビーム応用科学センター 分子システム科学センター 日本エジプト科学技術連携センター プラズマナノ界面工学センター 医用生体工学研究センター 分子システムデバイス産学連携教育研究センター 水素材料先端科学研究センター キャンパスライフ・健康支援センター 五感応用デバイス研究開発センター 持続可能な社会のための決断科学センター 数理・データサイエンス教育研究センター 都市研究センター 次世代接着技術研究センター 先進電気推進飛行体研究センター 学術研究・産学官連携本部 キャンパス計画室 環境安全衛生推進室 オープンイノベーションプラットフォーム 工学部等事務部 革新的マテリアルDX拠点 </p>
<p>理学研究院等安全・衛生部 会</p>	<p> 理学研究院 数理学研究院 理学府 数理学府 システム生命科学府 マス・フォア・イノベーション関係学府 理学部 マス・フォア・インダストリ研究所 留学生センター </p>

		国際宇宙惑星環境研究センター 先端素粒子物理研究センター 多重ゼータ研究センター 理学部等事務部 「マス・フォア・イノベーション卓越大学院」教育拠点
	情報基盤研究開発センター 安全・衛生部会	情報基盤研究開発センター サイバーセキュリティセンター ラーニングアナリティクスセンター 情報統括本部 データ駆動イノベーション推進本部 情報環境整備推進室 情報システム部
	附属図書館理系図書館安全 ・衛生部会	附属図書館理系図書館
	農学研究院等安全・衛生部 会	農学研究院 システム生命科学府 生物資源環境科学府 農学部 アジア・オセアニア研究教育機構 実験生物環境制御センター 熱帯農学研究センター 有体物管理センター 植物フロンティア研究センター 農学部附属農場（高原農業実験実習場を含む。） 農学部等事務部
伊都地区センター・ イースト安全・衛生 委員会	人文社会科学系安全・衛生 部会	人文科学研究院 比較社会文化研究院 人間環境学研究院 法学研究院 経済学研究院 言語文化研究院 人文科学府 地球社会統合科学府 人間環境学府 法学府 法務学府

	<p>経済学府 文学部 教育学部 法学部 経済学部 アジア埋蔵文化財研究センター 人文社会科学系事務部 「アジアのゼロ・エミッション持続循環型環境都市を牽引する人材育成・協働教育プログラム」教育拠点</p>
附属図書館安全・衛生部会	<p>附属図書館 附属図書館付設記録資料館 附属図書館付設教材開発センター</p>
基幹教育院安全・衛生部会	<p>基幹教育院（学務部基幹教育・共創学部課を含む。）</p>
カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所安全・衛生部会	<p>カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所 ネガティブエミッションテクノロジー研究センター カーボンニュートラル・エネルギー国際研究拠点 “ビヨンド・ゼロ”社会実現に向けたCO₂循環システム研究拠点</p>
事務局等安全・衛生部会	<p>事務局（学務部基幹教育・共創学部課を除く。） 共創学部 エネルギー研究教育機構 留学生センター 韓国研究センター 環境安全センター ロバート・ファン／アントレプレナーシップ・センター アドミッションセンター EUセンター 次世代燃料電池産学連携研究センター 科学技術イノベーション政策教育研究センター キャンパスライフ・健康支援センター</p>

	持続可能な社会のための決断科学センター 最先端有機光エレクトロニクス研究センター 統合移転推進本部 基金本部 広報本部 グローバル化推進本部 教育改革推進本部 未来社会デザイン統括本部 社会連携推進室 国際戦略企画室 SHAREオフィス インスティテューショナル・リサーチ室 環境安全衛生推進室 ハラスメント対策推進室 男女共同参画推進室 統合移転事業推進室 法務統括室 基金事業推進室 同窓生連携推進室 広報戦略推進室 総長支援室 危機管理室 研究戦略企画室 伊都診療所 監査室
--	--

(備考)

九州大学学則第14条に規定する学部、学府、研究院及び附置研究所（以下「学部等」という。）に置かれている附属施設はそれぞれの学部等を含む。